

九州工業大学マイクロ化総合技術センター機器利用等依頼書

年　月　日

国立大学法人
九州工業大学マイクロ化総合技術センター長 殿

依頼者

住所：〒
氏名又は名称：
使用者(所属・氏名)：
電話番号：
FAX番号：
電子メール：

九州工業大学マイクロ化総合技術センター機器利用等取扱要項の内容を熟知して、次のとおり機器利用等を依頼いたします。

依頼事項 (該当する項目をチェック) (し目的を記入ください)	<input type="checkbox"/> 機器の利用	目的：
	<input type="checkbox"/> 試作・実験	目的：
	<input type="checkbox"/> 開発支援	目的：
	<input type="checkbox"/> その他	目的：
依頼内容 (使用する機器名、内容等に関する情報をできる限り記載してください。また、添付資料等があれば、添付してください。)		
請求書送付先		

*太線の枠の中をご記入ください。

マイクロ化総合技術センター記入欄			
受付年月日	平成 年 月 日	受付番号	
料 金			
センター長	副センター長	担当者	
(印)	(印)	(印)	
会計課記入欄			
請求書発行年月日	平成 年 月 日		
担 当 者	(印)		

九州工業大学マイクロ化総合技術センター機器等使用申請書

年　月　日

国立大学法人
九州工業大学マイクロ化総合技術センター長 殿

依頼者

住所：〒
氏名又は名称：
使用者(所属・氏名)：
電話番号：
FAX番号：
電子メール：

下記の確認条項に同意し、設計製造機器等の使用について申請します。

- 1 設計製造等については、申込時に使用者が九州工業大学の担当者と十分な相談をして、九州工業大学マイクロ化総合技術センター機器利用等依頼書（別記様式第1号）を提出する。
- 2 学内の設計製造等の料金は学内移算により行うものとする。
- 3 学外の設計製造等の料金は使用後に納入するものとする。
- 4 機器等の故障などで使用できなくなった場合には、設計製造等を延期することがあるが、それに関わる損害を使用者は請求できない。
- 5 センター長及び担当者は、使用者が機器を取り扱うのに十分な資質を有していないと判断したときには、いかなる時点においても作業を制止できる。また、毒物や法律等に触れるもの、さらに、機器を破損する恐れのあるものなどセンター長及び担当者が受け入れないと判断したものについては、使用を拒否する。
- 6 設計製造等については、使用者は予めセンターの担当者から説明・注意を受けた後、担当者の指導・立会いの下で使用者が作業する。使用者の責任で機器を棄損又は滅失したときは、使用者がこれを原形に復し、また損害を賠償する。
- 7 使用者は、機器の利用に当たって、関係法律を守り、安全衛生対策及び事故防止に十分注意を払うものとする。また、使用者は、指定された場所以外に許可なく出入りすることはできない。
- 8 前記6の項目に反して、使用者の過失により本人が怪我又は病気をした場合は、九州工業大学は一切責任を負わないものとする。
- 9 使用者は、承認された時間内に清掃を含めてすべての作業を終了する。
- 10 測定で得られたデータは、九州工業大学が保障するものではない。そのため、民間機関等からの委託者は、データの外部への公表は、原則として九州工业大学名を使うことはできない。また、九州工业大学を特定できる表現も使えない。ただし、センター長が大学名の使用を許可した場合はこの限りでない。
- 11 前記10の項目に反して、外部に公表したことで九州工业大学が受けた被害及び損害については、使用者及びその委託者が賠償するものとする。